

神崎町災害廃棄物処理計画（素案）に対するパブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

令和3年7月1日（木）から令和3年7月15日（木）まで

2 公表場所等

- (1) 神崎町役場町民課窓口
- (2) 町ホームページへの掲載

3 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1名
- (2) 意見の件数 3件

4 意見と町の考え方

1	<p>17 ページ 図表 2-13 における記載について、仮設処理施設や破砕処理施設から資源化物一時保管場所に排出することとされているが、処理をするにあたり一連の流れは確立できるのか。</p>	<p>災害廃棄物の処理を行うにあたり減量化及び資源化を意識したうえで、種類や性状に応じて破砕、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行うこととしております。町民の方から排出された災害廃棄物は一次仮置場で受入を行い、分別して一時的に保管します。必要に応じて、仮設処理施設を設置した二次仮置場に排出することとしていますが、施設の設置費用や二次仮置場の選定などを考慮すると二次仮置場の設置は難しいと判断されます。そのため、広く一般的にわかりやすい図表へ改めます。</p> <p>なお、減量化や資源化の方針は変わらないものとなります。</p>
2	<p>23 ページ、24 ページにおいて「り災証明」と「罹災証明」が混在している。</p>	<p>全頁において「罹災証明」と統一します。</p>

<p>3</p>	<p>28 ページ 図表 2-30 において神崎町が実施している「構造物耐震化」や「自助・共助で災害廃棄物減量につながる取り組み」について実施している事業や制度はあるのか。</p>	<p>図表 2-30 災害予防内容の例 「構造物耐震化」の項目にある、構造物耐震診断事業及び耐震化改修助成金制度を具体的に町が実施している「神崎町木造住宅耐震診断補助事業」及び「神崎町木造住宅耐震改修補助事業」へと改めます。</p> <p>また、「自助・共助で災害廃棄物減量につながる取り組み」については、自主防災組織の制度を設けていることから記載内容を改めます。</p>
----------	--	--